

米原高校における長期休業期間中の学校閉庁(休校)日の試行導入について

「学校における働き方改革」の取組として、本校では以下のとおり長期休業期間中の学校閉庁(休校)日を試行的に導入いたしますのでお知らせいたします。

保護者・地域の皆様方には取組への御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

夏季休業期間中の学校閉庁(休校)日について

- 滋賀県教育委員会では、教職員が健康でいきいきと勤務することのできる環境を整備するため、学校閉庁(休校)日の設定を促進しています。(文部科学省が示した学校における働き方改革に関する緊急対策においても長期休業期間中において一定期間の学校閉庁日の設定を行うこととされています。)
- 上記の状況を踏まえ、本校では今年度より夏季休業期間中に学校閉庁(休校)日を試行的に導入いたします。
- 学校閉庁(休校)日の期間中は、週休日等と同様に校務全般を休止し、児童生徒の登校は原則としてできません。(日程の都合により部活動、補習等を実施する場合があります。)また、事務室の窓口業務も休止させていただきます。

本校の学校閉庁(休校)日の期間について

- 平成30年8月14日(火)から8月15日(水)まで

学校閉庁(休校)日の期間中の連絡先について

- 学校閉庁(休校)日の期間中に緊急に連絡が必要な場合は滋賀県教育委員会事務局に連絡してください。
(勤務時間 平日 8:30~17:15)

・学校教育に関すること(県立中・高)	高校教育課	TEL:077-528-4571
・学校教育に関すること(特別支援)	特別支援教育課	TEL:077-528-4641
・教職員に関すること	教職員課	TEL:077-528-4531

【お問い合わせ】

- 「学校における働き方改革」の取組・学校閉庁(休校)日の実施について
滋賀県教育委員会事務局教職員課 人材育成・働き方改革係
TEL:077-528-4536 E-mail:ma03@pref.shiga.lg.jp